

## 2014年度C日程入試 民法

### <設問> 1.

#### 【出題趣旨】

どのような場合に履行遅滞による解除（民541条）ができるかを問う問題である。

#### 【採点講評】

設問に、Aは「解除したい」、と書いてあるので、履行遅滞が解除原因となることに気が付けば、解答は容易である。全体としては、出来は良かった。配点は計7点である。

### <設問> 2.

#### 【出題趣旨】

民法545条1項に即して契約解除前の第三者と契約解除者の関係を問う問題である。

#### 【採点講評】

所有権移転時期の特約がないので、判例の見解なら、民法176条（意思主義）により、契約時にAからBに、さらにBからCに所有権が移転することが前提である。この点の理解を欠くと、民法545条1項但書の問題につながらないので、注意を要するが、意外とそのような理解を欠く答案が少なくなかった。配点は計26点である。

### <設問> 3.

#### 【出題趣旨】

契約解除前の第三者保護と、詐欺による取消前の第三者保護の関係を問う問題である。

#### 【採点講評】

民法96条3項は、善意の第三者のみ保護し、民法545条1項但書は、第三者保護について善意・悪意の区別をしていない。その相違の理由の説明を求めているが、それ以前に、設問2が民法545条1項但書の問題であることを認識せず、混迷した答案が少なくなかった。配点は計17点である。